

福岡県公報

平成18年12月11日
第2618号

目次

告示(第2440号-第2450号)

- 県営土地改良事業の換地処分 (農地計画課) …………… 1
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (商業・地域経済課) …………… 1
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (商業・地域経済課) …………… 1
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) …………… 3
- 予防接種を行う医師 (健康対策課) …………… 3
- 国土調査の成果の認証 (農地計画課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 4

告示

福岡県告示第2440号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成18年12月11日

福岡県知事 麻生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
田川郡添田町大字榊田、大字野田 (榊田落合地区榊田換地区)	平成18年12月1日

福岡県告示第2441号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成18年12月11日

福岡県知事 麻生 渡

- 届出年月日
平成18年11月13日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ショッピングモールなかま
(2) 所在地 福岡県中間市上蓮花寺一丁目1-1 外
- 大規模小売店舗の設置者及び小売業者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ダイエー 代表取締役 樋口 泰行	株式会社ダイエー 代表取締役 西見 徹

福岡県告示第2442号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成18年12月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成18年11月13日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 水巻ショッピングバザール

(2) 所在地 福岡県遠賀郡水巻町大字古賀字丸山1454-1 外

3 大規模小売店舗の小売業者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ダイエー 代表取締役 樋口 泰行	株式会社ダイエー 代表取締役 西見 徹

福岡県告示第2443号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成18年12月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイエーグルメシティJR久留米店

(2) 所在地 福岡県久留米市中央町14番地の1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第2444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月11日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	一般国道	322号	前	田川郡香春町大字採銅所3963番1先から同郡同町大字採銅所3964番4先まで	8.5 ～ 8.7	40.0
			後	同上	9.6 ～ 9.8	40.0
田川	県道	田川線 桑野	前	田川市白鳥町2104番9先から同市白鳥町2257番2先まで	6.5 ～ 20.0	315.0
			前	同上	6.5 ～ 32.0	307.0
			後	同上	6.5 ～ 32.0	307.0
飯塚	一般国道	322号	前	嘉麻市千手1686番3先から同市千手1829番1先まで	7.0 ～ 15.0	391.0
			後	同上	10.2 ～ 23.5	391.0

福岡県告示第2445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成18年12月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月11日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	322号	嘉麻市千手1686番3先から 同市千手1829番1先まで

福岡県告示第2446号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年12月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年11月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡ひとびと福祉事業団

(2) 代表者の氏名

大久保 淳司

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区那珂1丁目46番地19号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、社会復帰支援等に関する事業を行い、もって地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2447号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成18年12月11日

福岡県知事 麻生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
三池郡高田町大字濃施394番地	医療法人弘恵会 ヨコクラ病院	藤山友樹
行橋市西宮市2丁目3番8号	(医) 森和会 やまうち内科クリニック	田中慎一
行橋市西宮市2丁目3番8号	(医) 森和会 やまうち内科クリニック	正門光法
行橋市宮市町2番5号	医療法人起生会 大原病院	秋田雄三
行橋市宮市町2番5号	医療法人起生会 大原病院	白川剛
行橋市宮市町2番5号	医療法人起生会 大原病院	榎野晴夫
行橋市宮市町2番5号	医療法人起生会 大原病院	奥誠道
行橋市宮市町2番5号	医療法人起生会 大原病院	河野健太郎
行橋市西宮市5丁目5番42号	医療法人森和会 行橋中央病院	岩尾真孝
行橋市西宮市5丁目5番42号	医療法人森和会 行橋中央病院	宮崎忠
行橋市西宮市5丁目5番42号	医療法人森和会 行橋中央病院	中山陽
行橋市西宮市5丁目5番42号	医療法人森和会 行橋中央病院	森本順子
行橋市西宮市5丁目5番42号	医療法人森和会 行橋中央病院	黒田陽介
行橋市西宮市5丁目5番42号	医療法人森和会 行橋中央病院	川上和伸
行橋市西宮市5丁目5番42号	医療法人森和会 行橋中央病院	高津博行
行橋市西宮市5丁目5番42号	医療法人森和会 行橋中央病院	関口直孝
行橋市西宮市5丁目5番42号	医療法人森和会 行橋中央病院	古賀荒太郎
行橋市西宮市5丁目5番42号	医療法人森和会 行橋中央病院	杉本理恵
行橋市西宮市5丁目5番42号	医療法人森和会 行橋中央病院	福本仁

行橋市西宮市5丁目5番42号	医療法人森和会 行橋中央病院	久保晋吾
行橋市西宮市5丁目5番42号	医療法人森和会 行橋中央病院	明石泰郎
行橋市西宮市5丁目5番42号	医療法人森和会 行橋中央病院	原雄人
行橋市西宮市5丁目5番42号	医療法人森和会 行橋中央病院	中尾昭
行橋市西宮市5丁目5番42号	医療法人森和会 行橋中央病院	渡辺淳
小郡市津古字半女寺1470番地の1	聖和記念病院	園田博邦
小郡市津古字半女寺1470番地の1	聖和記念病院	田中幸一

福岡県告示第2448号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成18年12月11日

福岡県知事 麻生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
山門郡瀬高町	平成17年度から平成18年度まで	地籍図及び地籍簿	大字河内の一部	平成18年11月27日

福岡県告示第2449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月11日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

直 方	県 道	飯 塚 線	前	宮若市宮田1567番3先から 同市宮田2249番1先まで	10.0 ～ 15.5	194.0
			後	同上	10.0 ～ 24.0	

福岡県告示第2450号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年12月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月11日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直 方	飯 塚 線	宮若市宮田1567番3先から 同市宮田2249番1先まで
直 方	飯 塚 線	宮若市宮田1852番1先から 同市宮田1567番3先まで